

東日本大震災による郵便物、ゆうパック等の取扱いへの影響について (8/31 12:00 現在)

次のとおり、9月1日（木）から、東日本大震災の影響による郵便物等の取扱いの一部を変更いたしますので、お知らせいたします。

※郵便物・ゆうパック等の取扱い状況（簡易表）はこちら

○ ゆうパックの支店留め交付の条件解除

配達困難地域のうち、支店留め交付を条件として取り扱っていた地域宛のゆうパックについて、この条件を解除します。

なお、同地域宛のゆうパックについては、保冷扱いとしないものに限り引受けいたします。

詳細は、[1 ゆうパック等の取扱い](#)の(1)をご確認ください。

○ 配達困難地域を宛先とするゆうメール及びポストパケットの引受けの再開

配達困難地域を宛先とするゆうメール及びポストパケットの引受けを再開します。

詳細は、[1 ゆうパック等の取扱い](#)の(2)をご確認ください。

○ 配達困難地域の一部変更

宮城県名取市の以下の地域につきましては、配達困難地域としておりましたが、これを解除します。

地域	郵便番号
屋敷、広浦地区	981-1201
小塚原南地区	981-1212
閑上1丁目～7丁目	981-1213

本日提供する状況等に変更がある場合は、その都度、情報を提供いたします。

お客さまには引き続きご迷惑をお掛けしますが、当社では、今後とも業務の正常化に全力を尽くしてまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

1 ゆうパック等の取扱い

ゆうパックの取扱いについては(1)、ゆうメール及びポスパケットの取扱いについては(2)のとおりです。

(1) ゆうパックの取扱い

今回の変更後のゆうパックの取扱いは、次のとおりです。

なお、避難所宛のゆうパックについて、「〇〇避難所」や「〇〇避難所の皆さま」など、受取人さまの個人名の記載がないものは引受けできません。

ア 宛先による取扱いの違い

宛先		引受状況等
福島県	福島第一原子力発電所の事故の影響による配達困難地域 (別紙参照)	○通常どおり引受けいたしますが、受取人さまから、支店等での郵便物等の受取りを希望する旨の届出又は避難先届・転居届が提出されていない場合は、差出人さまにお返しさせていただきます。この場合、差出人さまには事前連絡いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ※以下の地域に宛てたものについては、保冷扱いとしないものに限り引受けいたします(8月31日(水)までは、支店留め交付等の条件による引受けとなります。)
		南相馬市 (右記番号地域に限る)
		979-21**
		川俣町 (山木屋地区に限る)
		960-1501
		楢葉町(全域)
		979-05**、979-06**
		富岡町(全域)
		979-11**
	大熊町(全域)	
	979-13**	
	双葉町(全域)	
	979-14**	
	浪江町(全域)	
	979-15**、979-17**	
	葛尾村(全域)	
	979-16**	
	飯舘村(全域)	
	960-16**、960-17**、960-18**	
	上記以外の地域	○通常どおり引受けいたします。
上記以外の全国の都道府県		○通常どおり引受けいたします

※ 交通事情、余震等の影響により、平常期の送達日数に加え、概ね1日程度を要する場合がありますことについて、あらかじめご了承ください。

イ 差出地等による取扱いの違い

(ア) 福島第一原子力発電所の事故の影響による配達困難地域(別紙)においては、ゆうパックの引受けを停止しております。

(イ) 岩手県、宮城県又は福島県内の弊社支店では、集荷のご要望にお応えできない場合や、対応にお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) ゆうメール及びポストパケットの取扱い

今回の変更後のゆうメール及びポストパケットの取扱いは、下表のとおりです。

なお、福島第一原子力発電所の事故の影響による配達困難地域（別紙）宛に差し出されたゆうメール及びポストパケットについて、受取人さまから、支店等での郵便物等の受取りを希望する旨の届出又は避難先届・転居届が提出されていない場合は、差出人さまにお返しさせていただきます。

差出地	引受状況等
東北各県 ^注	○引受けいたします。ただし、次の事項について、あらかじめご了承ください。 ※平常期の送達日数に加え、概ね1日程度を要する場合があります。 ※配達困難地域、その他の一部地域においては、当社施設の被災等により引受けできない場合があります。
東北各県 ^注 以外の都道府県	○引受けいたします。ただし、次の事項について、あらかじめご了承ください。 ※平常期の送達日数に加え、概ね1日程度を要する場合があります。

注 東北各県とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県をいいます。

2 郵便物の送達遅延等

現在、郵便物について、当社施設の被災等により、平常期の送達日数に加え、概ね1日程度を要する場合があります。

また、福島第一原子力発電所の事故の影響による配達困難地域（別紙）においては、地域への立入制限等により配達できない状況が生じています。

当社としては、通信手段としての郵便の重要性を踏まえ、配達困難地域を含め、避難所等が設けられたところでは、配達先を調査して配達するよう努力していますが、配達先が判明しない場合は、お預かりした郵便物をやむを得ずお返しすることになります。

なお、福島第一原子力発電所の事故の影響による配達困難地域（別紙）宛に差し出された郵便物について、受取人さまから、支店等での郵便物等の受取りを希望する旨の届出又は避難先届・転居届が提出されていない場合は、差出人さまにお返しさせていただきます。

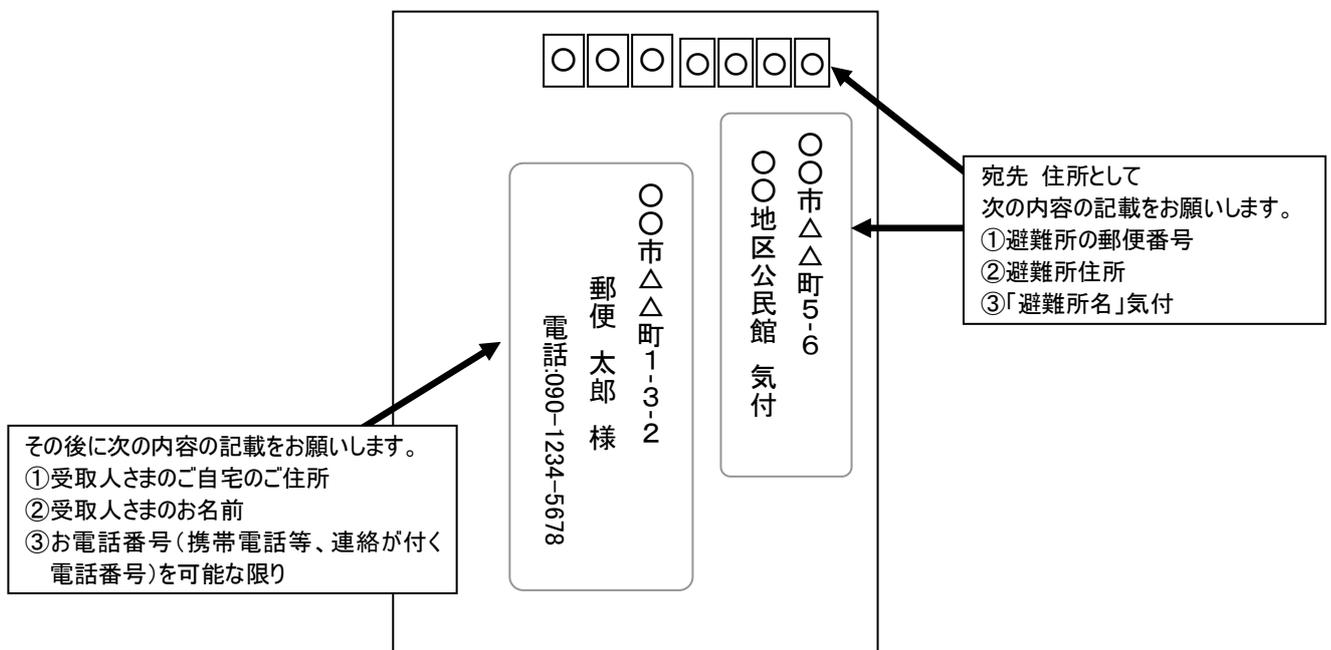
以上のような取扱いにつき、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3 避難所に避難されている方に宛てて発送する場合の宛名記載について

現在、弊社では、避難されている方宛の郵便物、ゆうパック等につきまして、各自治体から提供される避難所リストや弊社作成の避難先届・転居届に基づき配達を行っておりますが、こうした郵便物等をいち早くお届けできるよう、以下の例のように、受取人さまの住所・氏名・電話番号に加え、避難所の住所と避難所名も記載していただくようお願いいたします（受取人さまが避難所を移動される場合もありますので、発送直前に受取人さまにお受取りの際の避難所をご確認いただくようお願いいたします。）。

また、避難所宛のゆうパックについて、「〇〇避難所」や「〇〇避難所の皆さま」宛てなど、受取人さまの個人名の記載のないものは引受けできません。受取人さまに避難所名をご確認いただいた上で、必ず、避難所名と受取人さまの氏名の両方について必要事項をご記入ください。

<郵便物(縦型封筒)の場合の記載例>



<ゆうパックの場合の記載例>

大切なお荷物を、しっかりと丁寧にお届けします。

お届け先 住所欄の上部に
次の内容の記載をお願いします。
①避難所の郵便番号
②避難所住所
③「避難所名」気付

お届け先 住所欄の下部に
次の内容の記載をお願いします。
①受取人さまのご自宅のご住所
②受取人さまのお名前
③お電話番号(携帯電話等、連絡が付く電話番号)

〒000000
〇〇市△△町5-6
〇〇地区公民館 気付

〒000000
〇〇市〇〇町1-3-2
郵便 太郎 様
090 (1234) 5678

お問い合わせ番号 6183-0266-1605

〒100-8795 郵便事業株式会社

東日本大震災等による郵便物等の配達困難地域

東日本大震災等による郵便物等の配達困難地域は、下表のとおりです。

なお、下表の地域以外に宛てたものにあっても、住居の滅失、避難先の不明などにより、配達できない郵便物等が発生する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

＜福島第一原子力発電所事故の影響による配達困難地域＞

県	市町村	郵便番号	詳細（左記郵便番号中一部地域の場合）
福島県	南相馬市	975-0042	原町区雫地区の一部
		975-0043	原町区小浜地区の一部
		975-0044、975-0045	
		975-0046、975-0047	
		975-0048	
		975-0049	原町区大甕地区の一部
		975-0054	原町区高地区の一部
		975-0055、975-0056	
		975-0058	原町区片倉地区の一部
		975-0063	原町区馬場地区の一部
		975-0077	原町区高倉地区の一部
		975-0079	原町区大原地区の一部
		979-21**	
	田村市	963-4701	都路町古道地区の一部
	川俣町	960-1501	山木屋地区
	楡葉町	979-05**	
979-06**			
富岡町	979-11**		
川内村	979-1201	上川内地区の一部	
	979-1202	下川内地区の一部	
大熊町	979-13**		
双葉町	979-14**		
浪江町	979-15**、979-17**		
葛尾村	979-16**		
飯舘村	960-16**、960-17**		
	960-18**		

※ 上記以外にも、住居の滅失、避難先の不明などにより、配達できない郵便物等が発生する場合があります。

郵便物・ゆうパック等の取扱い状況（簡易表）

あて先		郵便番号 ※大口事業所番号 を除きます	配達状況			
			ゆうパック		ゆうメール・ポスト	郵便物
			保冷	通常		
福島県	川俣町 (山木屋地区)	960-1501	×		△	<ul style="list-style-type: none"> ・受取人さまから、避難先届・転居届が提出されている場合は、転送します。 ・受取人さまから支店等での郵便物等の受取りを希望する旨の届出が提出されている場合は、当該支店等で交付します。
	楢葉町（全域）	979-05**、979-06**				
	富岡町（全域）	979-11**				
	大熊町（全域）	979-13**				
	双葉町（全域）	979-14**				
	浪江町（全域）	979-15**、979-17**				
	葛尾村（全域）	979-16**				
	飯館村（全域）	960-16**、960-17** 960-18**				
	南相馬市 (小高区全域)	979-21**				
		(原町区のうち福島第一原発20Km以内及び計画的避難区域)	975-0042、975-0043 975-0049、975-0054 975-0058、975-0063 975-0077、975-0079 の各一部、 975-0044、975-0045 975-0046、975-0047 975-0048、975-0055 975-0056 の各全部	△		<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも提出されていない場合は、差出人さまに返送します。
田村市（都路町古道地区のうち福島第一原発20Km以内）	963-4701の一部					
川内村（右記番号地域のうち福島第一原発20Km以内）	979-1201、979-1202の各一部					
	上記以外の地域	—	○	○	○	○
	上記以外の全国の都道府県	—	○	○	○	○

(注) 遅延情報: 平常期の送達日数に加え、概ね1日程度を要する場合がありますのでご了承ください。